

福井市空き家流通アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家の売買又は賃貸を検討する所有者等（以下「検討者」という。）又は空き家情報バンクに登録されている物件の購入を検討する者（以下「購入検討者」という。）に対し、空き家の流通活用に向けた助言を行う空き家流通アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することで、空き家の循環利活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第1号に掲げるものをいう。
- (2) 所有者等 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第2号に掲げる者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第3号に掲げる者をいう。
- (4) 派遣事業者 市長の登録を受け、市長の依頼に応じて第10条に規定する業務を行うものをいう。
- (5) 媒介業者 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第4号に掲げる者をいう。

(派遣事業者の登録資格)

第3条 派遣事業者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市税を滞納していない者でなければならない。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」

という。) 第3条第1項の免許を受けた者

(2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の登録を受けた者

(アドバイザーの要件)

第4条 派遣事業者が派遣するアドバイザーは、派遣事業者又は派遣事業者に雇用されている者であり、かつ、第10条に規定する業務を実施するにあたり必要な知識を有するものでなければならない。

(アドバイザー派遣の対象者)

第5条 アドバイザー派遣の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次の全てに該当する検討者

ア 個人又は非営利組織であるもの

イ 過去にこの事業によるアドバイザーの派遣を受けていない者。

ただし、検討者が過去の派遣において売買又は賃貸を検討した空き家とは異なる空き家の売買又は賃貸を検討する場合又は購入検討者として派遣を受けている場合は、この限りでない。

ウ 市町村税の滞納がない者

(2) 次の全てに該当する購入検討者

ア 個人又は非営利組織であるもの

イ 過去にこの事業によるアドバイザーの派遣を受けていない者。

ただし、検討者として派遣を受けている場合は、この限りでない。

ウ 市町村税の滞納がない者

(派遣事業者の登録)

第6条 派遣事業者の登録(以下「登録」という。)を受けようとする

者は、福井市空き家流通アドバイザー派遣事業者登録申請書（様式第1号）にアドバイザーリストを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録を決定したときは、当該登録の申請をした者に対して、福井市空き家流通アドバイザー派遣事業者登録完了書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、登録された情報を記載した福井市空き家流通アドバイザー派遣事業者一覧（以下「一覧」という。）を公開するものとする。

（登録事項の変更）

第7条 前条の規定による登録を受けた派遣事業者は、登録事項に変更があったときは、福井市空き家流通アドバイザー派遣事業者登録事項変更届出書（様式第3号）により市長に変更内容を届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。

(1) 派遣事業者が、この要綱の規定に反する行為を行ったとき。

(2) 登録の申請の書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 登録又は登録の更新の日から2年目の年度末を経過したとき。ただし、派遣事業者から更新の申出があった場合はこの限りでない。

(4) 派遣事業者が、福井市空き家流通アドバイザー派遣事業者登録取消し願い書（様式第4号）を市長に届け出たとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が派遣事業者として不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、福井市空き家流通アドバイザー派遣事業者登録取消し通知書（様式第5号）により当該派遣事業者に通知する。

（派遣の申請）

第9条 アドバイザーの派遣を受けようとする対象者は、福井市空き家流通アドバイザー派遣申請書（様式第6号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は当該申請の内容を審査し、派遣の決定をしたときは、対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により派遣の決定をしたときは、あらかじめ派遣事業者として第6条の規定により登録した者の中から、対象者が希望する派遣事業者（ただし、購入検討者が希望する派遣事業者は、派遣を受けようとする空き家情報バンク登録物件の媒介業者を除く。）に対し、アドバイザーの派遣を依頼するものとする。

（派遣事業者の業務内容等）

第10条 派遣事業者は、前条第3項に規定する依頼があったときは、一覧に記載されたアドバイザーを現地に派遣し、次の各号に定める業務を実施するものとする。

(1) 空き家の状況確認

(2) 対象者からの聞き取り及び当該空き家の流通活用のための助言

(3) 市の支援制度等の紹介及び当該支援制度等を利用するための手続きの支援

(4) その他市長が必要と認める業務

2 派遣事業者は、次の各号の内容を遵守し、かつ、派遣するアドバイザーに遵守させなければならない。

- (1) 専門家として中立的な立場で業務を行うこと。
- (2) 関係法令を遵守し、わかりやすく正確な情報提供を行うこと。
- (3) 本業務で知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用しないこと。

(派遣の取消し)

第11条 市長は、対象者が、この要綱の趣旨に反し、又はアドバイザー派遣の目的を達成することができないと認めるときは、派遣の取消しをすることができる。

(実績報告)

第12条 市長は、必要に応じて派遣を依頼した派遣事業者に、業務状況の報告を求めることができる。

2 派遣事業者は、福井市空き家流通アドバイザー派遣実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(費用)

第13条 市長は、前条の実績報告があったときは、予算の範囲内においてアドバイザーの派遣に要する費用を、当該派遣事業者に支払う。

2 前項の費用は、1回の派遣につき1万円とする。

(担当窓口)

第14条 アドバイザーの派遣についての事務は、建設部建築事務所住宅政策課において処理する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

第 2 条 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに実績報告がなされた費用については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

第 1 条 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 条の改正規定は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 条の改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 条の改正規定は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。